

提出日：平成28年11月21日

担当部・課：産業部水産課[内線：3512]

① 件名
石巻市水産総合振興センターの指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 「石巻市水産総合振興センター」は、東日本大震災で被災した旧水産物地方卸売市場管理棟（直営管理施設）及び水産物流通加工総合管理センター（指定管理施設）の機能を有した複合施設として、本年9月に竣工した。現在、来年1月開館を目指して準備中であり、平成28年度内は直営で施設の管理運営を行うこととしている。
【目的】 震災前、被災した水産物流通加工総合管理センターの指定管理者として施設の管理運営を行っていた「石巻魚市場買受人協同組合」を、非公募で候補者として決定し、平成29年度からの指定管理者として指定しようとするもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 (1) 地方自治法第244条の2 (2) 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (3) 石巻市指定管理者制度導入基本方針 (4) 石巻市水産総合振興センター条例
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 ・ 石巻市総合基本計画：第1章 第4節 安定した行財政運営を構築する ・ 石巻市震災復興基本計画：第3章 施策大綱3 1－(2) 漁港及び魚市場の復旧・復興
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年 9月 建設工事竣工 石巻市水産総合振興センター条例制定 平成28年11月 指定管理者指定申請書受理 指定管理者選定結果通知書発送

⑤ 主な内容	
1 施設概要	<p>名称 : 石巻市水産総合振興センター 所在地 : 石巻市魚町二丁目12番地3 施設機能 : 延べ床面積 2849.60㎡ 入浴施設、休憩室、食堂・売店、会議室、備蓄倉庫、貸事務室、管理室等 業務内容 : 施設の使用許可及び維持管理に関すること、貸館業務、目的を達成するために必要な事業（自主事業等）</p>
2 指定する法人または団体	<p>選定候補者 石巻魚市場買受人協同組合 代表者 石巻魚市場買受人協同組合 理事長 布施 三郎 宮城県石巻市魚町2丁目14 選定方法 非公募 選定理由 ア 石巻魚市場の登録買受事業者で組織する公共的団体であり、水産加工業を含む水産関係の専門的知識を有し、石巻魚市場との連携が可能である。 イ 昭和58年より設置されていた水産物流通加工総合管理センターの開設当初から管理運営を行っていた団体で、平成18年度から震災前までの間、同施設の指定管理者として良好に管理運営を行っており、水産関連事業者のニーズにあったサービスの充実やノウハウの活用が期待できる。</p>
3 指定の期間	平成29年4月1日から平成33年3月31日（4年間）
4 その他	<p>ア 開館時間 午前8時から午後5時まで。 イ 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを休館日とする。（石巻市魚市場の休業日や施設管理上必要な日を臨時休館日とする。） ウ 自主事業 指定管理者は自主事業に取り組むことができる。 ただし、事前に市と協議すること（石巻市の水産加工品の展示会、お魚調理教室などの魚食普及事業等）。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【効果】 石巻魚市場買受人協同組合が当該施設を管理することにより、施設の円滑な運営と、本市の水産業の振興が図られ、漁業者及び水産加工流通業者の事業活動の活性化に資することが可能となる。</p> <p>【財源措置】 指定管理料：22,020千円（一般財源）</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
<p>平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案 平成29年 3月 指定管理者との基本協定締結 4月 指定管理者との年度協定締結、指定管理開始</p>	
⑨ その他	